

貸切バス 初任運転手 安全運転の実技指導の内容の公表

弊社では新たに入社した運転者に対して次の内容にて指導を行い、安全運行及びお客様に快適にご乗車頂けるために必要な知識・運転技術を教育します。

1、座学指導

国土交通省「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」に基づき、座学による教育を実施します。(最低 10 時間以上)

- ① 事業用自動車の安全な運転に関する基本事項について(運行指示書の遵守等含)
- ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法(整備研修)
- ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項
- ④ 危険の予測及び回避
- ⑤ ASV 搭載車両の適切な運転方法
- ⑥ 実技指導の際のドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正
- ⑦ 適性診断(初任者診断)の診断結果についての指導
- ⑧ 入社時健康診断の受診結果に基づいた健康管理について
- ⑨ 「就業規則」「乗務員服務規律」等、各種規定について
- ⑩ 「接客心得」に基づき、お客様への対応・接遇にていて
- ⑪ 整備研修(車両の構造・車内設備・装備品の使用方法・緊急時の非常口使用方法等)

2、実技指導

国土交通省「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき 旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第1089号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項に基づき公表するものです。(最低 20 時間以上)

- ① 実施ルート
市街地、事故多発危険箇所、山間部、高速道路、主要観光地等のルートで実施します
- ② 車種区分
基本的には中型車両(9m)を使用し訓練を行います
- ③ 指導員
運行管理者、又は優良貸切運転士により行います

④ 指導の具体的内容

★乗務員 M

- R6.3/26 指導員 H 本社—都内施設—埼玉県施設—本社（一般道）
3/27 指導員 K 本社—都内施設—本社（一般道）
3/28 指導員 H 本社—埼玉県施設—本社（一般道）
4/1 指導員 E 本社—埼玉県施設—本社（一般道・高速道）
4/11 指導員 H 本社—都内観光地—本社（一般道）
5/3 指導員 N 本社—埼玉県施設—都内観光地—本社（一般道・高速道）

★乗務員 T

- R6.3/28 指導員 H 本社—都内観光地—本社（一般道）
4/1 指導員 H 本社—埼玉県観光地—本社（一般道）
4/5 指導員 E 本社—埼玉県観光地—本社（一般道・高速道）
5/3 指導員 H 本社—都内施設・観光地—本社（一般道・高速道）
5/13 指導員 K 本社—都内施設・観光地—本社（一般道）